平成２２年（フ）第４１８号
熊本市若葉６丁目10番２号
債務者　藤島　義弘
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３３号
熊本市大窪５丁目５番７―401号
債務者　髙木やう子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２１号
栃木県足利市五十部町1149番地２
債務者　筒井　久哲
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５２号
静岡県富士宮市小泉1996番地の11
債務者　三枝　郁乃
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５３号
静岡県富士宮市小泉1996番地の11
債務者　石木　美妃
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４２８３号
大阪市生野区巽北４丁目11番８号レオパレス203
債務者　森下　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９２号
大阪市西成区梅南２丁目２番18号　梅南ハイツ203号
債務者　松本　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０１号
横浜市緑区寺山町183番地１　ドルミ中山Ｂ―107号
債務者　吉田　克子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０２号
横浜市緑区寺山町183番地１　ドルミ中山Ｂ―107号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２９号
横浜市港北区高田西５丁目８番23号
債務者　藤本　泰孝
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６４号
横浜市港北区仲手原２丁目30番17号　第二上田荘201
債務者　大谷たまき
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６５号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
上の原グリーンハイツ１棟104号
債務者　石幡　輝子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３５０号
東京都新宿区矢来町16　牛込八番館101
債務者　本間　清司
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３８１号
東京都豊島区千早１丁目６―15―101
債務者　紺野　純子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３９０号
東京都豊島区巣鴨４丁目16―14―602
債務者　尾崎　美佳
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４６８号
東京都板橋区前野町２丁目１―20―203
債務者　森山　富雄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部